

第1回光市中学校部活動改革推進協議会

文化芸術活動推進部会

令和5年11月21日(火)

光市教育委員会

部活動改革推進室

●所管説明

- ア これまでの中学校部活動の
地域移行に関する確認
- イ 地域移行の試行運用について

●所管説明

ア これまでの中学校部活動の
地域移行に関する確認

ア これまでの地域移行に関する確認

◎学校部活動

少子化の進展に伴う生徒数の減少



- ・部活動の種目が選べない
- ・スポーツの団体競技でチームが組めない
- ・吹奏楽でコンクールに出場できない など

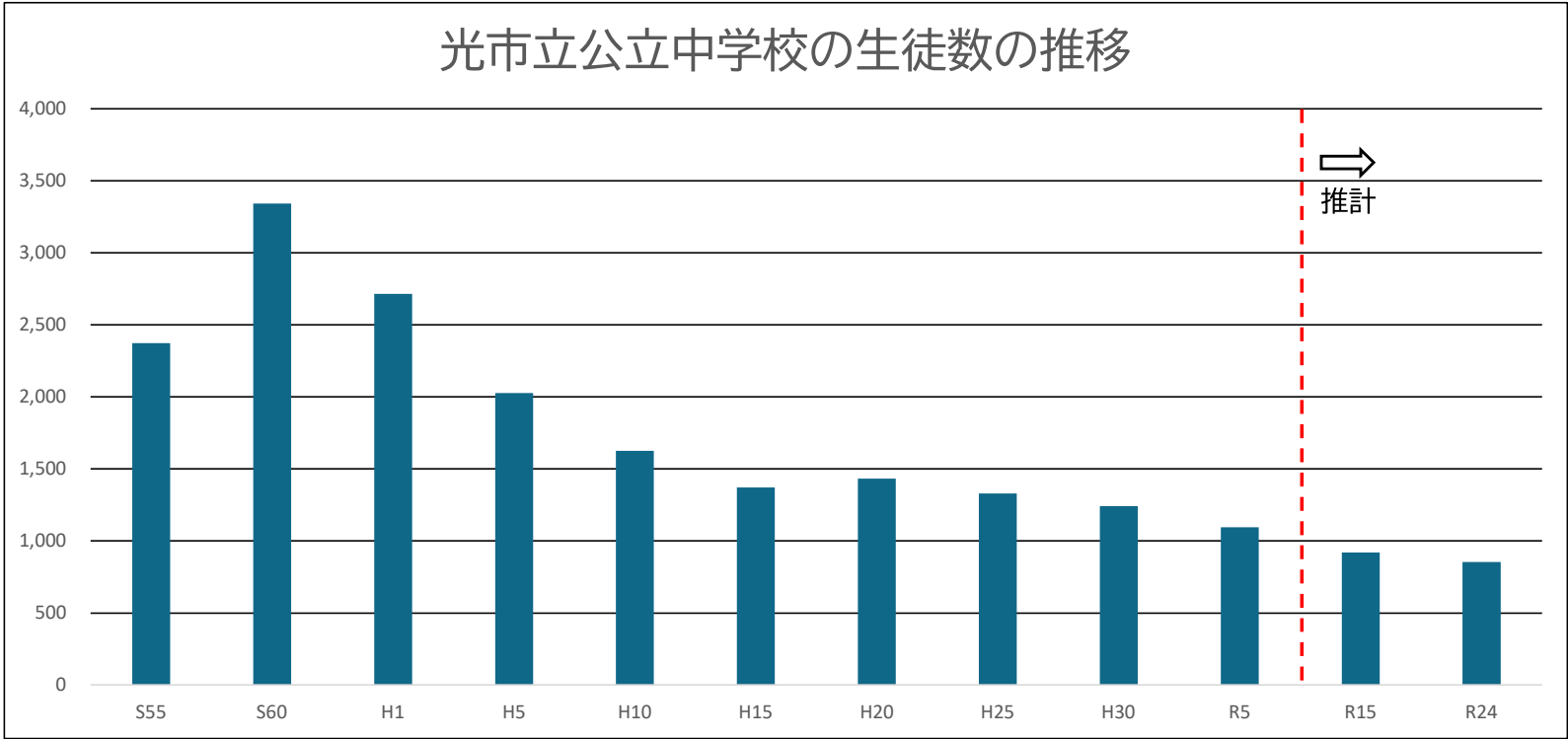


学校単位で運営を続けていくのが困難

ア これまでの地域移行に関する確認

◎学校部活動

少子化の進展に伴う生徒数の減少



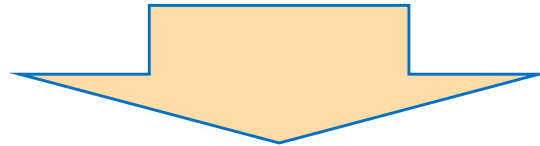
昭和60年度
3,342人



令和5年度
1,095人

ア これまでの地域移行に関する確認

- 令和4年12月に国が「**学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン**」を策定

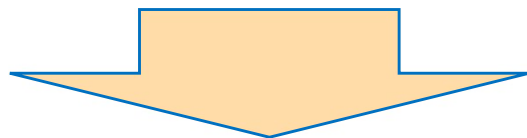


- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会を確保すること。

ア これまでの地域移行に関する確認

○令和4年12月

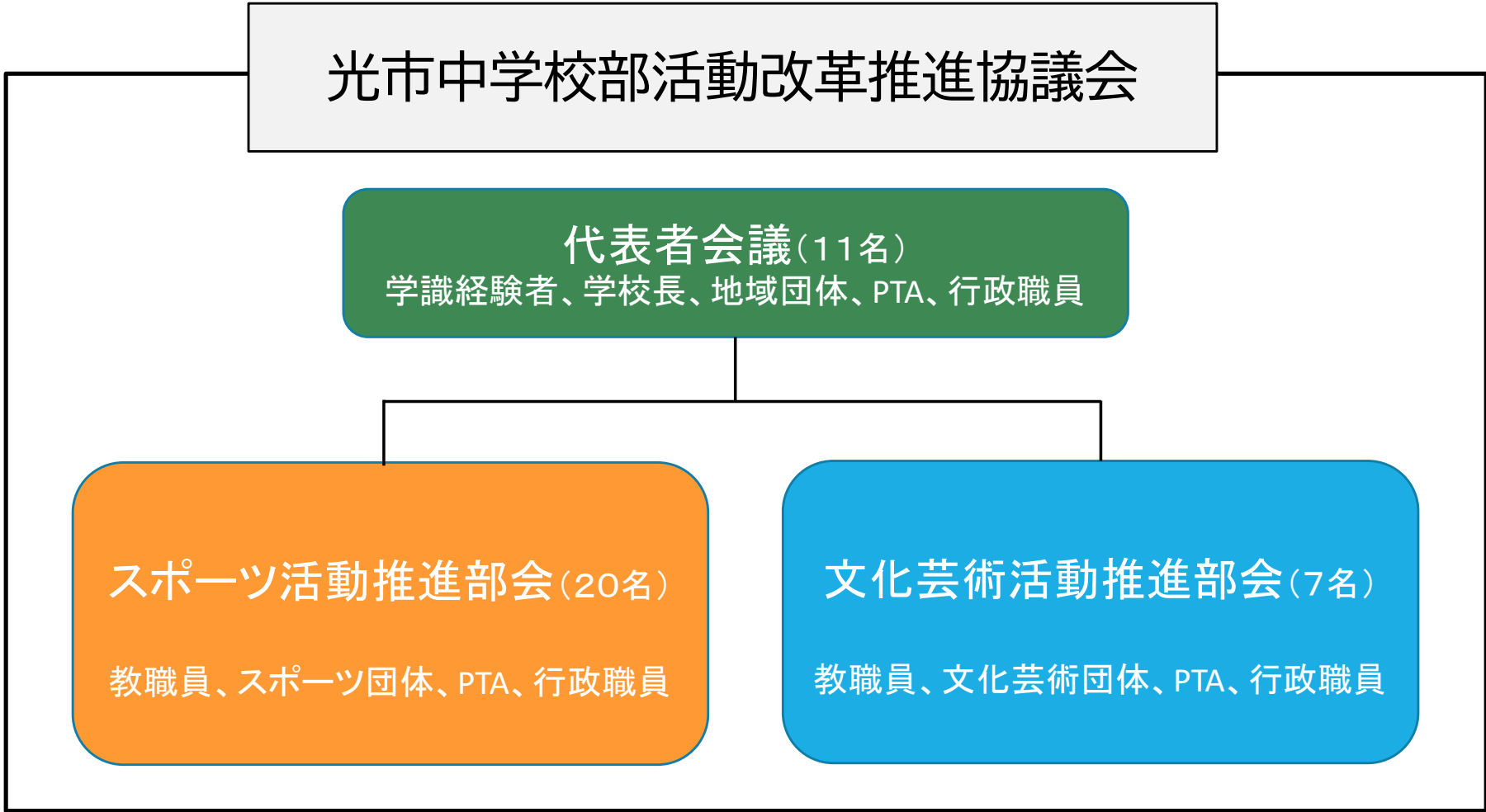
光市中学校部活動改革推進協議会を設置



第1回 光市中学校部活動改革推進協議会 代表者会議

「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方」

ア これまでの地域移行に関する確認



ア これまでの地域移行に関する確認

光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方（抜粋）

- 国の示す「改革推進期間（令和５年度から令和７年度）」の３年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、休日の部活動の段階的な地域移行の実現を目指す。
平日の部活動の地域移行は、休日の地域移行の進捗状況、環境や体制の整備状況等を踏まえながら取り組む。
- 既存の地域スポーツ・文化芸術活動を基本的な移行先の受け皿としつつ、生徒の状況に適した多様な活動の場を検討する。
- 大会の在り方等の見直し状況も勘案しながら、活動の運営主体となる地域団体等の体制が整った活動から順次移行する。

ア これまでの地域移行に関する確認

地域移行のイメージ

「学校部活動」

A 中学校

B 中学校

C 中学校

学校の先生

学校の先生

学校の先生

「地域クラブ活動」

A 中学校

B 中学校

地域の方

地域の方

地域の方

C 中学校

ア これまでの地域移行に関する確認

◎令和5年度の中学校新入学生に対する説明

- 入学説明会
- 参観日等

ア 「これまでの地域移行に関する確認」

◎各団体の総会等において地域移行の説明

- 光市スポーツ協会
- 光市スポーツ少年団
- 光市文化協会
- 光市PTA連合会

ア これまでの地域移行に関する確認

◎各スポーツ・文化芸術団体へヒアリング

- | | |
|----------------|------------|
| ○ 山口県セーリング連盟 | ○ 光市卓球協会 |
| ○ 光市バレーボール協会 | ○ 光市陸上競技協会 |
| ○ 光市ソフトテニス連盟 | ○ ひかり吹奏楽団 |
| ○ 光市バドミントン協会 | ○ 光市邦楽連盟 |
| ○ 光市野球連盟 | ○ 創美会 |
| ○ 光市剣道連盟 | ○ フレンド山口 |
| ○ 光市バスケットボール協会 | |
- 他

ア これまでの地域移行に関する確認

◎各スポーツ・文化芸術団体へヒアリング

- ・地域移行の受け皿として、中学生の受け入れ可能である。
- ・子どもたちに競技を知ってもらうために体験会を実施したい。
- ・活動場所の調整、会費の徴収、指導者への報酬支払いなどの事務処理に不安がある。
- ・期間限定の活動であることや、地域の伝承行事であることから趣旨に添わない。

ア これまでの地域移行に関する確認

◎山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

6月 素案公開 →県の各種会議で審議

8月 パブリックコメント

10月 成案公表



○方針策定の趣旨等

- 少子化が進む中、公立中学校等において、地域によっては部活動の小規模化が進行。団体競技等においては、学校単位の充実した部活動の維持が困難
- 今後は、**少子化の中でも、将来にわたり本県の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことが必要**

○めざす姿

- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の**最適化を図り、体験格差を解消**
- **学校部活動の意義や役割について、地域クラブ活動において継承・発展**
- 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなどの**新しい価値が創出されるよう**発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備

○期待される効果

- 地域の生徒や多世代間との交流を通して、子どもたちの人格形成に寄与
- **多様な種目・分野の経験により**、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等を育成
- 多世代との交流による新たなコミュニティの創出や、活力あるスポーツ・文化環境の構築による**絆の強い地域づくり**
- 学校全体の業務軽減につながり、学校教育の質の向上

※**地域クラブ活動**：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができる地域において行われるスポーツ・文化芸術活動

○改革の方向性

- **令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。**
 - ・ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
 - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、**改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、方針を見直す。**

Ⅰ. 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき**新たな地域クラブ活動の在り方**を示す。

(主な内容)

- 地域クラブ活動の要件
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 行政や関係機関等による協議会などの体制の整備
- 質の高い指導者の確保と、県による人材バンクの整備
- 希望する教員等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野等、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 保護者負担等の軽減に向けた取組を行う市町に対する国の支援方針に沿った県の支援
- 適切な活動時間や休養日を設定
- 公共施設を使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

Ⅱ. 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たな地域クラブ活動等の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方や地域クラブ活動のモデル・イメージ等を示す。

(主な内容)

- 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた生徒、保護者、地域の住民等への丁寧な周知・理解の促進
- 本方針を踏まえ、地域の実情に応じた市町の方針の決定
- 関係者からなる協議会等を設置し、地域の実態を把握し、地域クラブ活動等の整備方法等を検討し、実行
- ①市町が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体に取り組む体制など、段階的な体制の整備
 - ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- 改革推進期間終了時に、進捗状況を評価、分析し、更なるスポーツ・文化芸術環境の充実

Ⅲ. 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
 - ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者が引率できる体制整備
- 県内大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）
- 開催時期や大会日程など生徒の安全を確保

★ 主として、公立中学校の生徒を対象

●所管説明

イ 地域移行の試行運用について

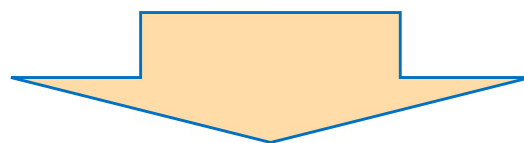
イ 地域移行の試行運用について

- 令和6年度から
一部実施可能な
地域クラブ活動団体による
試行運用を実施

イ 地域移行の試行運用について

● 第3回光市中学校部活動改革推進協議会

代表者会議（9月26日）



承認

イ 地域移行の試行運用について

試行運用とは

本格的な「地域クラブ」の運用に必要なとなる「運営団体」などの体制や、「実施要綱」などの制度が整うまでの間に、一定の要件を満たしているスポーツ団体や文化芸術団体に、中学生を受け入れて活動を行うこと。

イ 地域移行の試行運用について

●部活動地域移行スケジュール（令和5年度～8年度）案

内容／時期	令和5年度							令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前期	後期	前期	後期	前期	後期
協議会（代表者会議）	●			●				随時開催					
スポーツ活動推進部会		●	○		○								
文化芸術活動推進部会		●	○		○								
教育委員会	各団体とヒアリング、体験会や試行運用の調整												
								実施要綱制定 					
運営団体								運営団体体制整備 				本格運用 	
スポーツ団体 文化芸術団体等 （実施主体）	随時 部活動指導見学、体験会の実施、試行運用の準備												
								 地域クラブ活動 試行運用		本格運用 			

イ 地域移行の試行運用について

【運営団体】

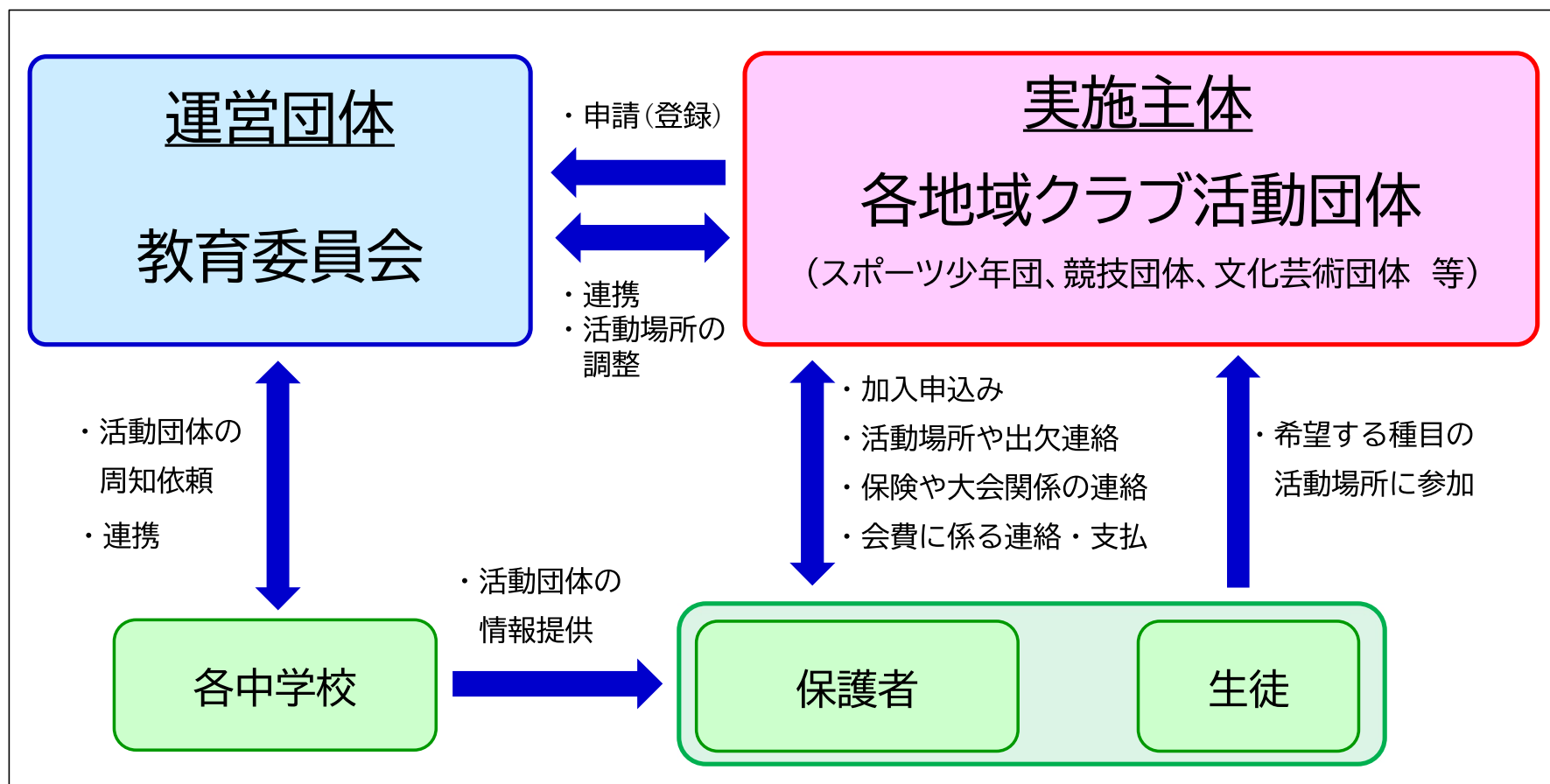
各地域クラブ活動を統括し、関係団体と連絡調整する組織のこと

【実施主体】

個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブ（チーム）等のこと

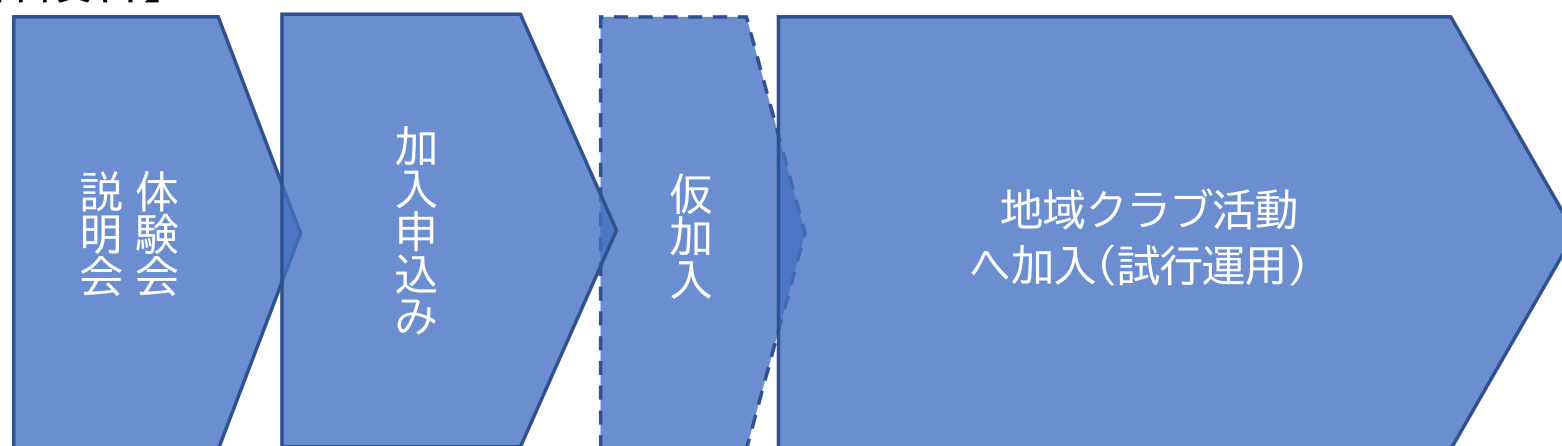
イ 地域移行の試行運用について

●令和6年度地域クラブ活動体制のイメージ



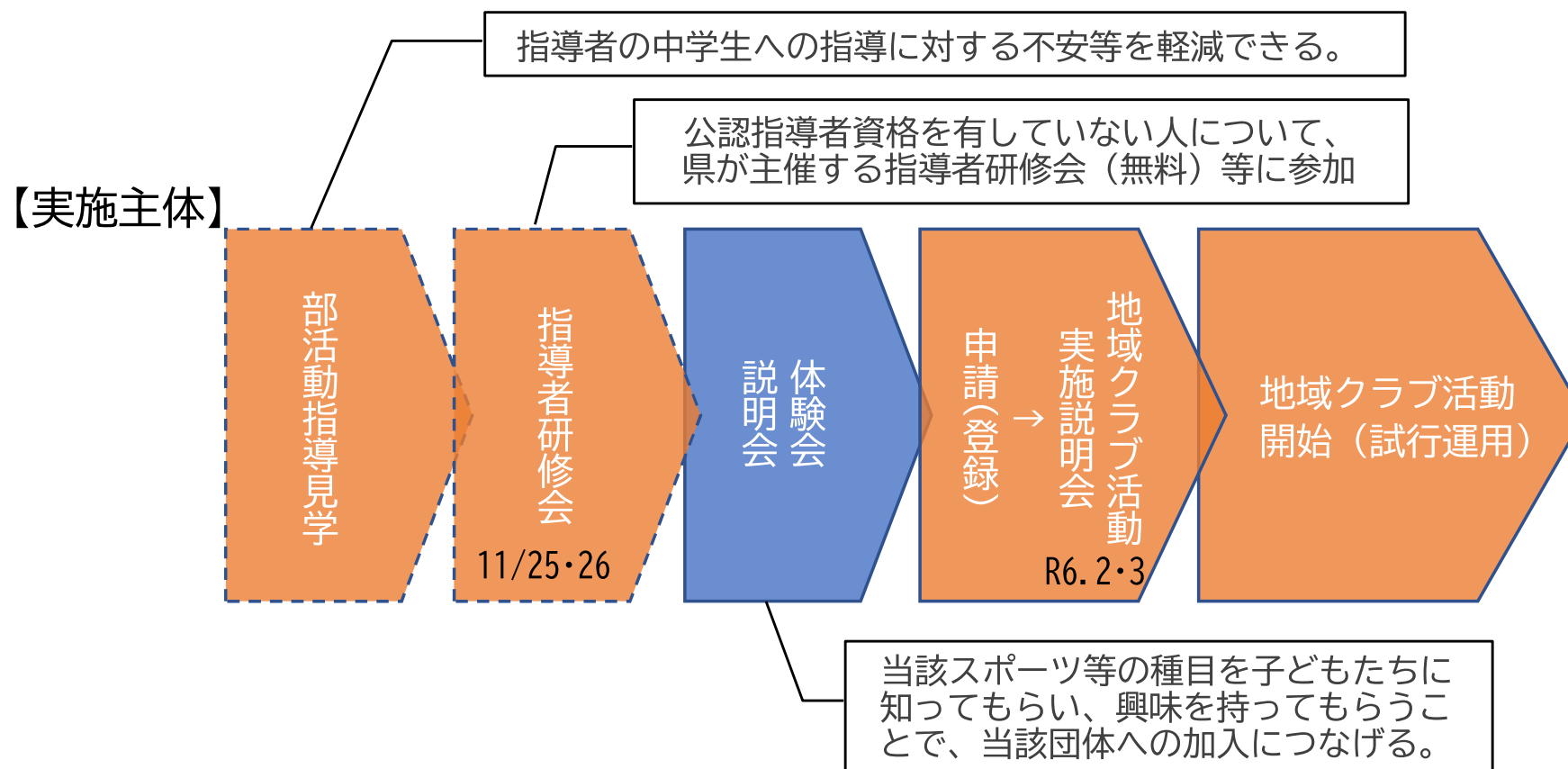
イ 地域移行の試行運用について 〈試行運用までの流れ〉

【子ども・保護者】



子どもや保護者が説明会や体験会に参加することで、当該団体の活動方針や活動内容、活動日、活動場所などを理解し、加入の可否を判断できる。

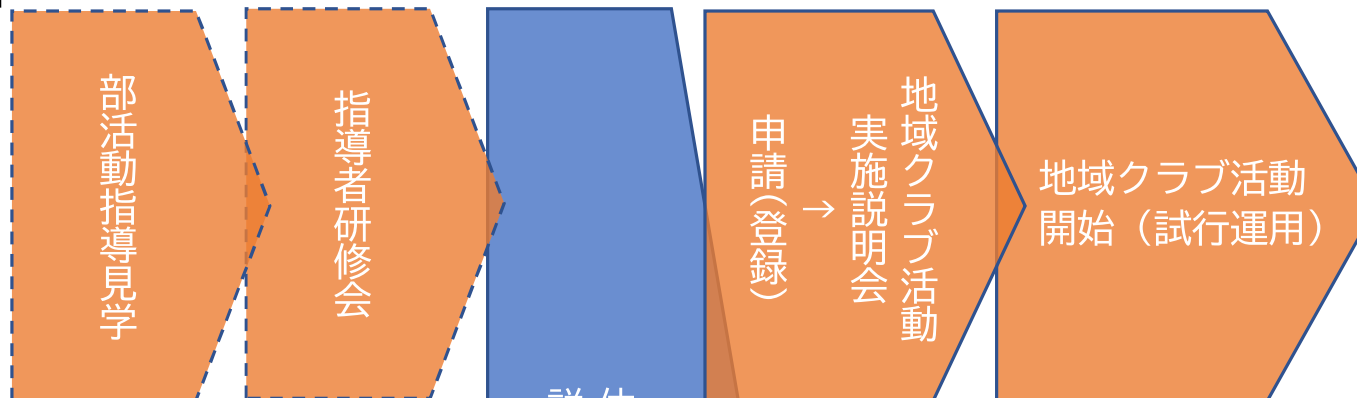
イ 地域移行の試行運用について 〈試行運用までの流れ〉



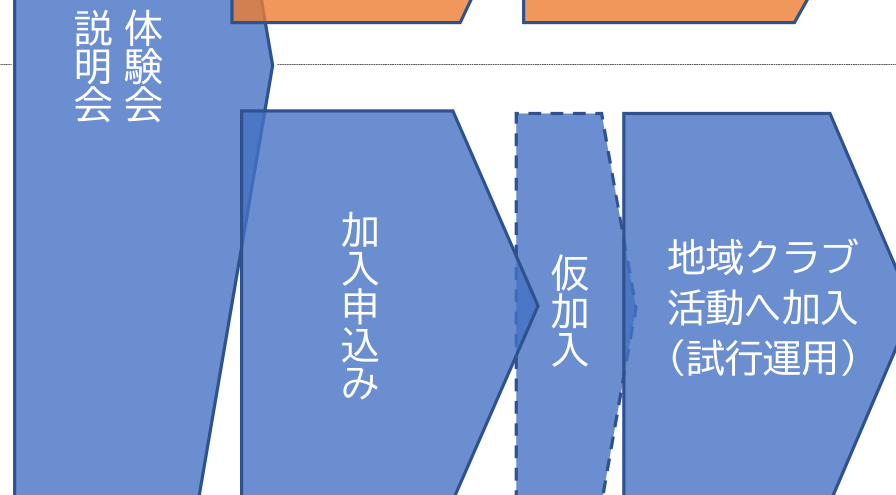
イ 地域移行の試行運用について

〈試行運用までの流れ〉

【実施主体】



【子ども・保護者】



●協議事項

ア 地域クラブ活動団体の登録要件（素案）
について

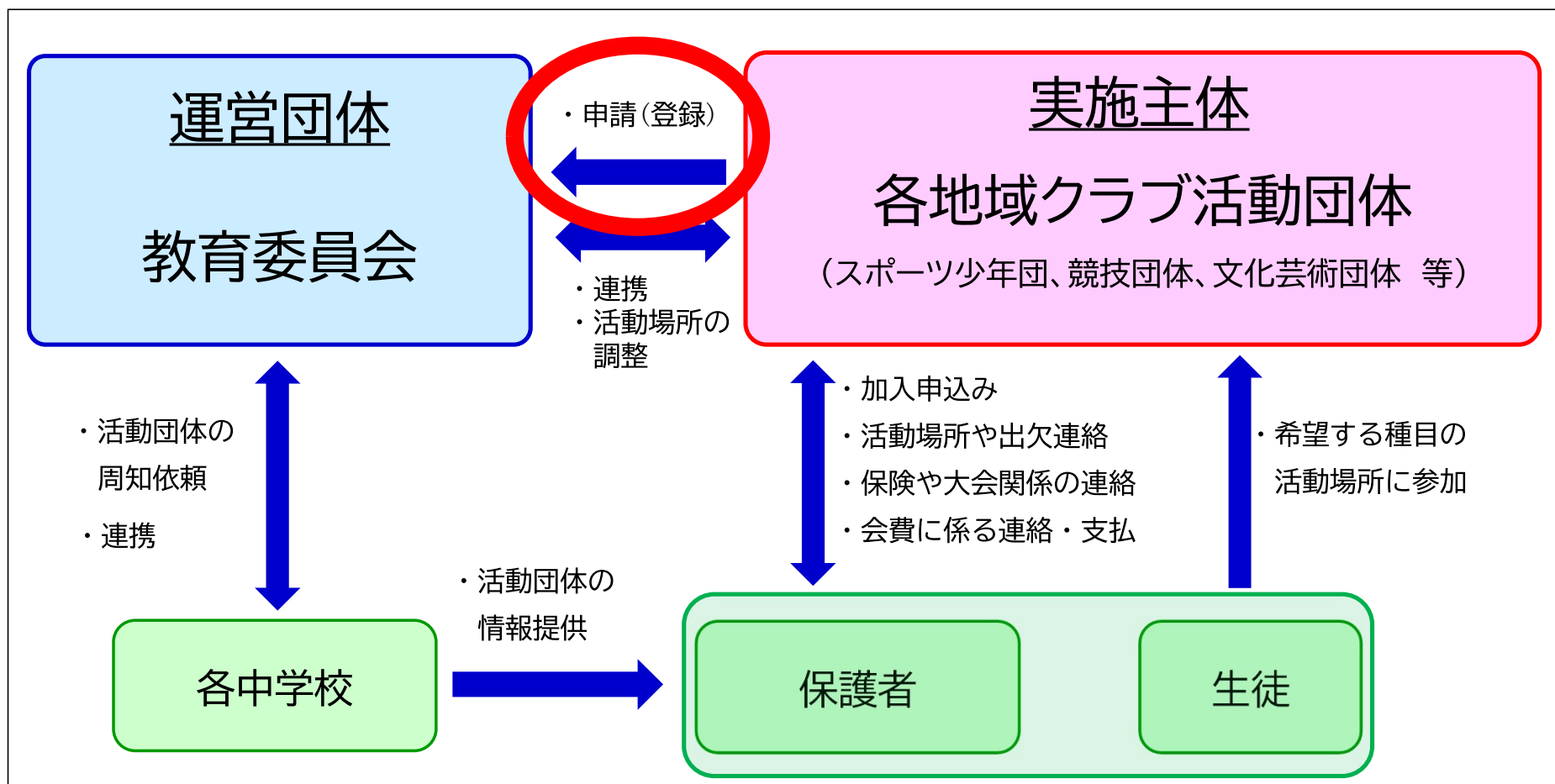
イ 試行運用に向けた取組みについて

●協議事項

ア 地域クラブ活動団体の登録要件（素案）
について

ア 地域クラブ活動団体の登録要件（素案）について

●令和6年度地域クラブ活動体制のイメージ



ア 地域クラブ活動団体の登録要件（素案）について

9月26日	代表者会議で素案を提示、意見聴取
11月	スポーツ活動推進部会、文化芸術活動推進部会で協議
12月	代表者会議で登録要件（案）の承認
R 6. 4 月	試行運用開始
R 6 ~ 7	課題、改善点等の抽出 ⇒ 必要に応じて登録要件（案）の改訂
R 7 後期	「光市地域クラブ活動実施要綱（仮称）」制定

ア 地域クラブ活動団体の登録要件（素案）について

地域クラブ活動団体の登録要件【素案】

9月26日時点

- 国の示すガイドラインに準じた活動を行っている。
- 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行され、必要に応じて公の場で承認を受けている。
- 活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。
- 代表者等が光市スポーツ協会や光市文化協会に加盟する団体に所属している、または光市スポーツ少年団の指導者として登録している。
- スポーツ活動については、代表者等が公認指導者資格を有している、または市が示す指導者研修会等を受講している。
- スポーツ活動については、代表者等や参加者が保険に加入している。

ア 地域クラブ活動団体の登録要件（素案）について

● 第3回光市中学校部活動改革推進協議会代表者会議

【委員の意見】

「非常に厳しい(ハードルが高い)印象がある。」

「スポーツ協会、文化協会に所属しているについては、地域クラブ確保や指導者確保への間口が狭くなるのではないか。」

資料4 参照

ア 地域クラブ活動団体の登録要件（素案）について

実施主体
各地域クラブ活動団体

【スポーツ活動団体】

中体連等の大会に出場

軟式野球
バスケットボール
バレーボール
ソフトテニス
バドミントン
卓球
陸上競技 等



【文化芸術活動団体】

文化協会にある種目

吹奏楽
合唱
邦楽
書道
美術
写真
等



【その他公認団体】

教育委員会が認める団体

伝統芸能
ダンス
演劇
将棋
囲碁
アーバンスポーツ
レク志向スポーツ 等



地域クラブ活動団体の登録要件（素案）

【スポーツ活動団体】

- 国の示すガイドラインに準じた活動を行っている。
- 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行され、必要に応じて公の場で承認を受けている。
- 活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。
- 代表者等が光市スポーツ協会に加盟する団体に所属している、または光市スポーツ少年団の指導者として登録している。
- 代表者等が公認指導者資格を有している、または市が示す指導者研修会等を受講している。
- 代表者等や参加者が保険に加入している。

地域クラブ活動団体の登録要件（素案）

【文化芸術活動団体】

- 国の示すガイドラインに準じた活動を行っている。
- 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行され、必要に応じて公の場で承認を受けている。
- 活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。
- 代表者等が光市文化協会に加盟する団体に所属しており、市が示す指導者研修会等を受講している。

地域クラブ活動団体の登録要件（素案）

【その他公認団体】

- 国の示すガイドラインに準じた活動を行っている。
- 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行され、必要に応じて公の場で承認を受けている。
- 活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。
- 代表者等が市が示す指導者研修会等を受講している。

地域クラブ活動団体の登録要件（素案）

- 国の示すガイドラインに準じた活動を行っている。
- 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行され、必要に応じて公の場で承認を受けている。
- 活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。

【スポーツ活動団体】

- 代表者等が光市スポーツ協会に加盟する団体に所属している、または光市スポーツ少年団の指導者として登録している。
- 代表者等が公認指導者資格を有している、または市が示す指導者研修会等を受講している。
- 代表者等や参加者が保険に加入している。

【文化芸術活動団体】

- 代表者等が光市文化協会に加盟する団体に所属しており、市が示す指導者研修会等を受講している。

【その他公認団体】

- 代表者等が市が示す指導者研修会等を受講している。

● 県の取組

◎ 指導者研修会の実施

○日 時 令和5年11月25日（土）9：00～16：00

11月26日（日）9：00～15：00

○場 所 山口県セミナーパーク

○講 師 スポーツ庁アドバイザー（予定）

○受講料 無料

○対象者

- ・地域クラブの立ち上げを検討する希望者
- ・スポ少等の指導者で中学生の指導を検討する希望者
- ・教員 ・部活動指導員

○主要内容

- ・クラブの運営と全国的な実践事例、コンプライアンスの遵守
- ・県方針に則った活動及び中学生の心と体、メンタルサポートとけが防止
- ・事故防止と危機管理の対応、緊急時の対応（救急救命）

◎ 終了後において受講証等の交付あり ⇒指導者要件等で活用

●協議事項

イ 試行運用に向けた取組みについて

イ 試行運用に向けた取組みについて

● 令和5年度の取組み

◎ 文化芸術団体へのヒアリング継続

◎ 受入れ可能団体のとりまとめ作成

◎ 市内中学校への情報提供

イ 試行運用に向けた取組みについて

◎ 一覧表イメージ

分野	団体名	活動日時	場所	会費	連絡先	備考
写真	〇〇 写真連盟	毎月第3土曜 9:00～12:00	地域づくり 支援センター	3,000円 (年会費)	会長 光 太郎 ☎	・ カメラ持参 (スマホ可) ・ 5名まで可
書道	●● 書道教室	毎週土曜日 13:00～15:00	〇〇コミュニ ティセンター	2,000円 (月額)	代表 光 花子 ☎	・ 道具持参 ・ 展示出品料 (500円/年1 回) 別途必要